

お客様へ

令和2年2月3日

益田信用組合

「新型コロナウイルス感染症」による営業被害支援緊急融資のお取扱いについて

日頃は益田信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

現在、「新型コロナウイルス感染症」が中国武漢市を発生源として全世界に蔓延しています。その影響で中国からの観光客のキャンセル等が相次いでいます。

これを受けまして、当組合ではキャンセル等の営業被害に遭われました方を対象に、「新型コロナウイルス感染症による営業被害支援緊急融資」を下記のとおり開始いたしますのでご利用ください。

1、「新型コロナウイルス感染症」による営業被害支援緊急融資

項目	内 容
対象者	「新型コロナウイルス感染症」による営業被害を受けられました法人または個人事業主の方
資金使途	運転資金
融資限度額	1,000万円を上限
融資期間	7年以内（元金据置期間6ヶ月以内）
貸出金利	0.80%（即月変動金利）
担保	原則 不要
保証人	原則 1名以上
その他	被害を受けたことが確認できる書類が必要

2、取扱期間

令和2年2月3日（月）～令和2年8月31日（月）

*お申込に際しましては、当組合所定の審査がございます。審査結果によりましては、ご希望にそえない場合もございますので、予めご了承ください。

*詳細につきましては、最寄りの営業店にお申し合わせください